

(有)タハラ家具介護支援センター特定介護予防福祉用具販売事業所
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 有限会社タハラ家具が開設する(有)タハラ家具介護支援センター特定介護予防福祉販売事業所(以下 事業所という。)が行う指定特定福祉販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項を定め、事業所の専門相談員が要支援護状態にある高齢者に対し、適切な特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業所の専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定を援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りにする。

- 1 名 称 (有)タハラ家具介護支援センター特定介護予防福祉用具販売事業所
- 2 所在地 〒378-0056 沼田市高橋場町 2071 番地 17

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1 名
2. 専門相談員 3 名 (常勤職員 2 名、 非常勤 1 名)
3. 事務職員 1 名

専門相談員は指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする

- ① 営業日 木曜日から火曜日までとする。(ただし、12月31日から1月2日を除く)
- ② 営業時間 午前9時30分から午後6時30分までとする。

(特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

- 1 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 2 福祉用具の納品に当たっては販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 1 腰掛便座（ポータブルトイレ、補高便座等）
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 入浴補助用具（浴槽用手すり、シャワーチェアー）
- 4 簡易浴槽（簡易な介護浴槽類）
- 5 移動用リフトのつり具の部分（リフトのベルト、シート）
- 6 排泄予測支援機器

(利用料等)

第8条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用別紙のとおりとする。

- 1 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ① 次条に規定する通常の事業の実施地域以外において特定福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1Kmごと100円。
 - ② 福祉用具搬出入特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 2 特定介護予防福祉用具販売に係わる販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
 - ① 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
 - ② 提供した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - ③ 領収書
 - ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

第9条 （通常の事業の実施地域）は、沼田市、利根郡、高山村とする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 指定介護予防福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の

機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- ① 採用時研修採用後 6 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 1 秘密の保持
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又その家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 2 掲示及び目録の備え付け
 - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金を記載した目録を事業所に備え付ける。
 - 3 正当な理由なく福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
 - 4 要介護認定の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込も視野に入れて援助を行う。
 - 5 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
 - 6 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
 - 7 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具販売サービスを提供する。
 - 8 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
 - 9 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
 - 10 サービスに関する相談や苦情、事故、故障等の緊急時においては次の窓口で対応致します。
 - ① (有)タハラ家具介護支援センター
 - ② 利用者の公的機関の市町村の相談窓口
 - ③ 群馬県健康保険団体連合会
 - 11 虐待防止、身体拘束の原則禁止
 - ① 高齢者の虐待の防止、虐待を受けている高齢者を発見した場合は市長村役場への通報が義務づけられており地域包括支援センターへ相談もできる。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実

施する。

従業者に周知徹底を図る。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売等の提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対する特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- ① 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- ② 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第 14 条 事業所は提供した特定福祉用具販売等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受けるための窓口を設置する。

- ① 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
- ② その他の相談窓口
(有)タハラ家具介護支援センター・利用者の公的機関の市町村介護保険相談窓口・国民健康保険団体連合会

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。又その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 16 条 事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行わない。
2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意得た上で、その態様及び

時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定福祉用具販売等の提供を継続的に実現するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）という。を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策等)

第 18 条 事業所は、ハラスメント対策を周知すると共に、必要な研修、窓口を置き文書で、記録し保管する。

① 上長に報告、相談が出来る体制と環境をつくる。

② ハラスメント対策についての研修を定期的に行う。

附則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実行する。

この規定は、平成 31 年 2 月 5 日から実行する。

この規定は、令和 5 年 11 月 1 日から実行する。(衛生管理・業務継続計画の策定・ハラスメント・虐待防止・苦情処理)